

「選択的夫婦別姓」制度

2021年11月27日

ハロー法律事務所

弁護士 川尻 恵理子

1 現在の法制度 ～夫婦同氏強制制度～

・民法750条

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」

⇒ 婚姻をするためには、夫婦のいずれか一方が、必ず自分の氏を変えて相手の氏にしなければならない。

・歴史

江戸時代：平民は名字なし。

1870年：平民も名字を名乗ることが可能に。

1876年：夫婦は別氏が原則となる。

1898年：旧民法制定により家制度が導入される。妻は夫の戸籍に入り、同氏とならなければ婚姻することができなくなる。

※「家制度」 ①戸主（夫，父）が家族を統率

②妻は、婚姻によって「夫の家に入る」

③戸主及び家族は、「家の氏」（戸主の氏）を称する

1946年：新憲法公布。個人の尊重（13条）と法の下での平等（14条）、両性の本質的平等（24条）を旨とする。

1947年：民法改正法公布 ⇒ 家制度の廃止

しかし、夫婦同氏強制制度は、引き続き残される。

当時から既に学者の間では、氏はさながら旧来の「家」の生まれ変わりに等しいとして、これを批判する反対説が有力に唱えられていた。

「家破れて氏あり」 ー宮沢俊義（憲法学者）

「将来、女性の地位が高くなり、個人の自主独立が確呼としてくれば、当然問題にされる」

「自分が従来 of 氏を変えるということは、何か自分が屈服したのだというような意識があるんです。だから男は絶対に自分の氏を変えようとしません。変えないのが当然だと考えるんです。何故当然なのかといえば、俺は男だからということだけなんです。だからもし憲法24条を守るといふなら、女の人の場合に同じ問題が出て来たのを無視するテはないとぼくは思いますね。」

ー中川善之助（民法の起草者）

⇒ 長い日本の歴史の中で、わずか48年間しかなかった夫婦同氏強制制度が、あたかも日本古来の伝統であるかのような誤解。

2 選択的夫婦別姓制度とは

・夫婦で同氏に揃えたいという人は同氏に、現在の氏のまま婚姻したいという人はそのまま、いずれでも婚姻できるということ。

⇒ 個々人の考え方の違いを尊重して、選択肢を用意する。ポイントは「選べる」ということ。

⇒ 「家族は同氏であるべきだ」という一つの価値観・信条を、国が法律で全員に押し付けない。

⇒ 氏の変更や家族観（家族の在り方）は、国が決めて押し付けるべきものではない。個人に委ねられるべきもの。

3 世界の法制度

・「現在把握している限りにおいては、法律で夫婦の氏を同氏とするように義務付けている国は、我が国のほかには承知していない」

— 選択的夫婦別姓に関する質問主意書に対する答弁書（内閣参質189第321号，平27.10.6）

⇒ 広い世界の中で、①日本における、②日本人同士の婚姻だけが、夫婦のいずれか一方が氏を変更しない限り、婚姻することができないという制約を課されている。

⇒ 自分の名前は、自分のもの。個人の尊厳やアイデンティティの主要な構成要素。国がその変更を強制することはできないとして、選べるのが「世界の常識」。

・女性差別撤廃条約

ア 一般勧告21号（1994年採択）

「各パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有するべきである。法若しくは慣習により、婚姻若しくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はいずれの権利も否定されている。」

イ 報告書審査

・1988年：赤松良子氏が男女の不平等と法改正につき言及。

・2003年：「民法が」「夫婦の氏を選択などに関する、差別的な規定を依然として含んでいる」と指摘した上、「民法に依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものと

- する」よう勧告（第4回・第5回定期報告書審査）。
- ・ 2009年：「前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における」「夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されて」おらず、日本が「差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていること」に懸念を表明し、日本に対し、「選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のための早急な対策を講じるよう」要請（第6回定期報告書審査）。
 - ・ 2013年：「勧告が履行されていないものと判断」し、「女性差別撤廃条約16条1項（g）の規定に沿って夫婦に氏の選択を認めること」「を内容とする民法改正法案を採択すること」について講じた措置に関し、次回定期報告において追加的情報を提供するよう勧告。
 - ・ 2016年：「2015年12月16日に最高裁判所は夫婦同氏を求めている民法第750条を合憲と判断したが、この規定は実際には多くの場合、女性に夫の姓を選択せざるを得なくしていること」に懸念を表明し、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を勧告（第7回・第8回定期報告書審査）。
- ・ 自由権規約
 - ア 一般的意見19号（1990年採択）

「各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利は、保証されるべきである。」
 - イ 一般的意見28号（2000年採択）

「締約国は、それぞれの配偶者が婚姻前の姓の使用を保持し、又は新しい姓を選択する場合に対等な立場で決定する配偶者各自の権利に関して性別に基づく差別が起こらないことを確実にしなければならない。」

4 夫婦同氏を強制されることによる不利益

- ・ 人権
 - ア 個人のアイデンティティの主要な構成要素。人格権（憲法13条）の一内容。
 - イ 法の下での平等（憲法14条）
 - ウ 個人の尊厳と両性の本質的平等（憲法24条）
 - エ 結婚、離婚が対外的に分かってしまう。プライバシーの問題（憲法13条）
- ・ 仕事
 - 同一性が認識されない

⇒ 論文や書籍，特許，受賞歴，講演や社内外の様々な活動等，それまでの経歴がリセットされてしまう。キャリアの断絶。

c f) 櫻井龍子元最高裁判事 = 藤井龍子元労働省女性局長

「どういう業績があるか全く分からない，どこの馬の骨とも分からない女性を裁判官にした」と批判された。

・ 手続・コスト

パスポート，健康保険証，運転免許証，印鑑登録，年金，預貯金口座（＝引き落とし先口座として登録してあるものも全て変更），クレジットカード（＝利用カードとして登録してあるものも全て変更），電気・ガス・水道，電話，資格登録，役員登記，不動産登記，住宅ローン，保険，株式・投資信託などの金融資産，社内での名前，各種診察券，会員やアカウント名義 etc

⇒ 子連れ再婚をして，100以上の名義変更を要した方も。

⇒ 離婚して旧姓に復すると，もう一度全ての手続をやり直す必要。

⇒ 個人はもとより，国家も企業も，大変な労力とコストがかかる。

・ 社会の意識・慣習への効果

女性は男性の氏に変えて当然

⇒ 女性は男性に従属する。女性は男性を支える役。男性が一家の主。

⇒ 夫婦間の不平等，性別役割意識の原因に。

5 通称使用は？

・ そもそも人権の問題。

人種差別問題で，白人用のトイレに入れなくても，それよりは劣る有色人種用のトイレは作ったから，それでいいでしょ，というようなもの。

・ 通称使用を認めるか否かは相手方に委ねられているという，致命的欠陥。

・ 日本独自の制度。国際的には通用しない。

・ 通称使用にかかる莫大なコスト。

6 これまでの動向 ～行政・国会・司法・世論～

・ 行政

1991年1月 法務省にて，婚姻制度の見直しを法制審議会に諮問

1996年2月 選択的夫婦別氏制の導入を含む民法改正法律案要綱が法務大臣に答申される

⇒ 法案を国会に提出しようとしたところ，自民党保守派内の一部の議員が強硬に反対したため，提出できないという事態に。

⇒ 行政（法務省）は，今から25年も前に，選択的夫婦別氏制度を導

入すべきとの結論を出している。

「国民の価値観・人生観が多様化してきたことを背景として、国民のかなりの層に夫婦別氏制の採用を求める声が存在していること、中間報告に対する意見においても、その理由付けはさまざまであるが、別氏制を採用すべきであるとする意見が支配的であったことにかんがみれば、夫婦の氏についても、画一的に同氏とする制度ではなく、個人の人生観・価値観の違いを許容する制度に改めるべきであると考えられる。また、法理論の面においても、我が国において、ますます個人の尊厳に対する自覚が高まりをみせている状況を考慮すれば、個人の氏に対する人格的利益を法制度上保護すべき時期が到来しているとあって差し支えなからう。さらに、夫婦が別氏を称することが、夫婦・親子関係の本質なり理念に反するものではないことは、既に世界の多くの国において夫婦別氏制が実現していることの一事をとっても明らかである。」 —要綱の提案趣旨

・国会

自民党以外の主要政党は、賛成。

⇒ 自民党保守派内の一部の議員が反対しているために、国会にて法改正ができない状態が続いている。

・司法

2015年 最高裁判決（第一次選択的夫婦別姓訴訟）

⇒ 10対5で合憲の判断。

2021年 最高裁決定（第二次選択的夫婦別姓訴訟）

⇒ 11対4で合憲の判断。

・世論 ～賛成割合の増加～

2019年3月～4月	サンケイリビング新聞社	80%
2019年11月～12月	日経新聞	75.1%
2020年1月	朝日新聞	69%
2020年3月	西日本新聞	約8割

7 未来の社会を選ぶ ～多様性を尊重する社会へ～

・一つの価値観を押し付ける社会ではなく、多様な価値観を尊重する社会へ。

・「氏が同じでなければ、家族の一体感が損なわれる。」／「夫婦同氏制は、法の下での平等に反する。」と思う人たちが、そうは思わない人たちの婚姻を禁止する権利はない。いずれでも婚姻できるようにすれば良いだけ。

・選択的夫婦別姓制度の実現は、多様性尊重の一丁目一番地。